

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社橋田建設	代表取締役 堀 孝	高知県知事許可 (般-2) 第 5382 号	幡多郡黒潮町蜷川 4157

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 7 年 11 月 21 日から令和 8 年 2 月 20 日まで (3 月)
指名停止の理由	<p>黒潮町発注の工事において、警備員を配置していないにもかかわらず、これを配置したと虚偽の申告を行い、不当に人件費を水増しして請求したことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、営業停止処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当 同要綱の取扱いの別表第 2 関係 5 の 2（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当</p>